

上富良野町公共施設照明ＬＥＤ化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月

上富良野町総務課財政管理班

上富良野町公共施設照明ＬＥＤ化事業公募型プロポーザル実施要領

上富良野町公共施設照明ＬＥＤ化事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容について次のとおりとする。

1 目 的

この実施要領は、上富良野町（以下「町」という。）が所有する複数の既存施設に設置されている照明器具について、リース手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率のＬＥＤ照明器具（以下「器具」という。）に改修するにあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、実施にあたっては、事業者の優れたノウハウを生かした提案を受け、最も優れた提案を行った応募者（以下「受託候補者」という。）は、町と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、賃貸借契約を締結し、本事業を実施する。

2 事業概要

(1) 事業名：上富良野町公共施設照明ＬＥＤ化事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

- ① 設備導入に関する実施設計、施工、施工監理及び関連業務
- ② リース期間中における設備の維持管理業務

(3) 事業場所

別紙「上富良野町公共施設照明ＬＥＤ化事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 事業期間

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりとする。

なお、受託候補者との協議により変更することがある。

- ① 設備導入工事期間：契約締結日から令和８年３月３１日まで（令和７年度分）
：令和８年４月１日から令和９年３月３１日（令和８年度分）
- ② 事業実績報告：令和８年３月３１日まで（令和７年度分）
：令和９年３月３１日まで（令和８年度分）
- ③ リース期間：契約施設毎の工事終了の翌月から１０年間（１２０か月）
リース料金の支払いについては、当月分を翌月末までに支払う
「翌月払い」とする。

なお、本事業で賃貸借した器具については、賃貸借期間終了後、本町に無償譲渡されるものとする。

(5) 提案限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

総額：３３０，０００，０００円以内（１０年間のリース料金）

(6) 器具の保証

導入する器具の保証期間を１０年以上とする。

(7) 留意事項

本事業は、受託候補者を選定するために行うものである。

本事業の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議のうえ決定するものである。

(8) プロポーザルの成立

本プロポーザルは、令和7年度の予算の議決を経て確定されるため、議会の議決が得られなかった場合は、本プロポーザルは無効とし、これに対して損害を与えることがあっても、本町は損害の責めを負わないものとする。

3 応募資格

(1) 応募要件

- ① 本業務を行う能力を有する事業者によりグループを構成し、代表者を定め、その代表者が応募するものとする。ただし、1者で複数の業務を兼ねることは差し支えない。
- ② グループの代表者（以下「代表者」という。）は、器具をリース及び管理する事業者とし、町との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行うものとする。
- ③ グループの構成員（代表者を含む。）（以下「構成員」という。）は連携して業務遂行の責を負うものとする。応募時は、構成員の全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

- ④ 代表者は、次の要件をすべて満たし、構成員（代表者を除く。）はイの要件を満たすものとする。

ア 上富良野町入札参加資格者名簿の業種において、「物品、役務、その他」について登録されていること。

イ 北海道内に事業所（本店、支店、営業所）を有すること。

ウ 国または地方公共団体所有施設のリースによるLED設備導入等の実績があること。

(2) 構成員の役割

代表者は、次の役割をすべて担い、構成員（代表者を除く。）がその役割を分担するものとする。

- ① リース役割…本町との連絡窓口となり、資金調達、回収業務、保険業務及び契約等諸手続きを行い、業務遂行の責めを担う。
- ② 調査役割…現地調査に関する業務を実施する。
- ③ 施工役割…施工に関する業務を実施する。
- ④ 維持管理役割…業務期間中における対象設備の維持管理を行う。
- ⑤ その他役割…①～④以外の設計、器具供給などに関する業務を各々実施する。

※①～④に関わる一事業者が複数のグループの構成員になることはできないものとする。

※③の施工役割を担う構成員は、電気工事業の建設業許可を受けている事業者で電気工事士等の有資格者とする。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、構成員になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、町が設置する指名停止の処分を受けている者
- ③ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び上富良野町暴力団排除に関する条例（平成 24 年条例第 13 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当する者
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による民事再生手続開始の申立てをしている者など、経営状態が著しく不健全である者
- ⑤ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条に規定する精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条に規定する破産手続開始の申立てをしている者
- ⑥ 納めるべき税金を滞納している者

4 提案募集日程

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（町HP掲載）	令和 7 年 2 月 7 日（金）から
質問書の受付	令和 7 年 2 月 7 日（金）から 令和 7 年 2 月 13 日（木）まで
質問書の回答	令和 7 年 2 月 20 日（木）まで
参加表明受付期限	令和 7 年 2 月 20 日（木）から 令和 7 年 2 月 26 日（水）まで
参加資格の通知	令和 7 年 2 月 28 日（金）
提案書の提出期間	令和 7 年 2 月 28 日（金）から 令和 7 年 3 月 14 日（金）まで
プレゼンテーション実施・受託候補者選定（予定）	令和 7 年 3 月 21 日（金）
審査結果通知	令和 7 年 3 月 24 日（月）
受託候補者との協議	令和 7 年 3 月下旬
受託事業者の決定、契約	令和 7 年 4 月上旬

※ 1 上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

※ 2 受託候補者との協議

受託候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議をすすめるものとする。

※ 3 受託事業者の選定

受託候補者は、町との詳細協議が整えば契約を締結し、受託事業者となる。

受託候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、受託事業者を選定する。なお、契約までの費用については、受託候補者又は次点候補者の負担とする。

5 仕様書、図面等の配布

- (1) 配布開始年月日 令和7年2月7日（金）
- (2) 入手、閲覧方法
 - ① 印刷物での資料配布は行わないものとする。
 - ② 上富良野町公式ホームページ (<https://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/>) からダウンロードのうえ確認すること。

6 質問及び回答

- (1) 質問書【様式7】により電子メール及びFAXで、件名を「【質問書】（参加資格又は提案書）上富良野町公共施設照明LED化事業（企業名）」として提出すること。
- (2) 質問書の受付は、令和7年2月13日（木）までとする。ただし、受信確認は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 質問書への回答は、受付後5日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）を前提に随時回答する。ただし、回答に時間を要する場合はこの限りではない。また、質問事項が重複していると町が判断したものは整理して回答する。なお、本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。
- (4) 質問及び回答内容は、町ホームページに掲載する。
- (5) 提出先 この実施要領16に記載する担当課

7 参加表明手続きについて

提案書の提出意思がある構成員は、以下の提出種類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを期日までに提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書【様式1】
 - ② 構成企業届【様式2】
 - ③ 企業概要【様式3】
 - ④ 業務実績報告書【様式4】
- (2) 提出期限 令和7年2月26日（水）午後5時15分必着
（受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）
- (3) 提出方法 1部を持参又は郵送
- (4) 提出先 この実施要領16に記載する担当課

8 参加資格審査と結果通知

参加申込書受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和7年2月28日（金）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者には、結果通知に併せて提案書等の提出要請通知を行う。

9 提案書の提出

(1) 提案書等の提出

提出要請通知を受けた者は、次により、提出期限までに提案書【様式5】に次の様式を添付して期限までに提出すること。なお、提出書類については、実施要領11 受託候補者の選定、(4) 審査及び評価基準の①から⑤の評価事項の内容がわかる書類を提出すること。（任意様式）

- ① 事業者の概要、導入実績等について
- ② 費用対効果等について
- ③ 保証内容、維持管理体制等について
- ④ 機具選定、工事内容等について
- ⑤ 経済波及効果等について
- ⑥ 事業費積算書【様式6】

(2) 提案書等の提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時15分必着

- (3) 提出方法 1部を持参又は郵送
- (4) 提出先 この実施要領16に記載する担当課
- (5) 留意事項

提案にあたり、本事業で使用する器具については、公共施設の照明設置状況を理解したうえで、場所ごとに必要となる明るさを確保できる器具を選定し、使用する器具の生産能力及び供給体制、当該器具に関するエネルギー消費状況の評価内容について記載すること。

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ③ 用紙の大きさは、A4版又はA3版（A3版はA4版折込）で綴じたものとする。

10 提案に対するヒアリング審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日時（予定）

令和7年3月21日（金） ※実施場所、日時及び開始時間は別途通知する。

(2) 所要時間

① 提案書の概要、詳細説明（30分以内）

- ア 提案書を使用し、提案内容の詳細を説明すること。
- イ 別にアピールする事項があれば、ここで説明すること。
- ウ 説明時間は30分以内とし、説明途中であっても延長は認めない。

② 質疑応答（20 分程度）は審査員からの質問に対して回答することとし、提案者から審査員への質問は認めない。

③ その他

ア 提案者からの参加は4名までとする。

イ パソコン、プロジェクター使用は可能とするが、使用する場合は、事前に申し出ること。

11 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、審査委員会を設置する。

(2) 審査及び選定

審査は、審査委員会が、下記の評価基準に基づいて総合的な審査を行う。

審査の結果、総合得点が60点（100点満点）以上の提案者の中から、総合得点の最も高い提案をした提案者を受託候補者とする。その他、上位得点順から次点受託候補者として順位を付して選定するものとする。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、選考後速やかに参加した提案者に書面で通知する。

(4) 審査及び評価基準

	評価項目	評価事項	配点
①	事業者の概要、導入実績等	経営状況、資金調達計画、組織体制、役割分担、連絡体制等、同種事業、類似事業、関連事業の実績	10
②	費用対効果等	見積金額の適正度合(事業費積算書(様式6))、導入による電気代削減額に対するリース料負担額、維持管理コスト等の経済的メリット	30
③	保証内容、維持管理体制等	器具の保証内容、緊急時、不具合発生時対応等維持管理体制	20
④	器具選定、工事内容等	使用器具の品質、納入実績、調達状況、電力消費賞、色調や照度、設備導入工事の手法、事業工程、現地調査、各施設担当者との協議、施設利用者への配慮等	20
⑤	経済波及効果等	町内業者の活用及び協力体制等地域経済への波及効果、CO2 排出量の削減等環境への配慮、その他導入による効果	10
⑥	プレゼンテーション	提案の独自性、優位性、全体のバランス、説明、質問への回答等の的確性	10
	合 計		100

12 提案書の失格規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合

13 提案に関する留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外は使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (8) 書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- (7) プレゼンテーションの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いはしない。
- (8) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（公知の情報は除く。）は本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、町から入手した資料及び知り得た情報については、適切に廃棄すること。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 本提案にあたっては、特に町内業者の活用と地域経済波及を十分に踏まえること。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更、延期又は中止する場合がある。この場合は参加者に対して本町は責任を負わないものとする。

14 リース期間終了時の取り扱い

リース期間終了後、受託事業者の設置した設備の所有権は、町に無償（手続きに係る費用も含む。）で譲渡することとする。

15 契約の締結

契約及び契約内容は、選定された受託候補者と町との間で協議を行い、協議が整った場合には、町の条例及び規則等の定めるところにより、当該事業の実施に係る契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり提案内容（予算等経費計画書の見積内容を含む。）をもって契約するとは限らないことに留意すること。

受託候補者の提出した提案書等に基づき、仕様及び予定価格を設定し、改めて見積書の提出を依頼する場合があるものとする。

選定された受託候補者との協議が不調となった場合には、次点の受託候補者順に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。契約保証金については、業務実績等により免除する場合がある。

(1) 契約金額

リース総額（消費税を含む。）とする。

(2) 本事業成果品

本事業の成果品は、導入された器具、照明配置図及びその一覧表及び仕様書 9 完成図書の納入で示された書類とする。

16 担当課

〒071-0596

空知郡上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号

上富良野町総務課財政管理班（庁舎 2 階）

E-Mail : zaisei@town.kamifurano.lg.jp

電 話 : 0167-45-6980（直通）

F A X : 0167-45-5362